



郡山地方広域消防組合から

付いていますか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が義務付けられており、煙や熱を感知し、火災などを早期に知らせます。

火災から、尊い生命や貴重な財産を守るため、まだ設置していない家庭は、今すぐに設置しましょう。

また設置されている家庭では、定期的に点検しましょう。

【平成25年度私たちの防火標語 住宅用火災警報器部門 最優秀賞】

『けい報器 火事を知らせる アナウンサー』

☎消防本部予防課 ☎024-923-8172

外出時の出火防止

行楽シーズンや農繁期などを迎え、家を留守にする機会が多くなりますので、外出時の出火防止を図るため、次のことに注意しましょう。

- ▶コンロなど火の元の確認をする。
- ▶使用していない電気コードは、コンセントから抜く。
- ▶たばこの吸殻は、水を掛けるなど、火が消えていることを確認する。
- ▶家を留守にする場合は、きちんと施錠をし、建物の周囲に燃えやすい物を置かない。

☎消防本部予防課 ☎024-923-8172

風水害に備えましょう

台風・集中豪雨などの風水害による被害を少なくするためには、日頃からの備えと、早めの避難が大切です。

〈日頃の備え〉

- ▶地域の危険箇所や災害時の家族との連絡手段などを確認しておく。
- ▶家の周りを点検し、飛ばされそうな物や流されそうな物は、補強をしたり、家の中へしまう。

〈避難する前に確認〉

- ▶テレビやラジオで気象・災害情報を収集する。
- ▶非常持出物を携行する。(貴重品、非常用の食料、水、懐中電灯、携帯電話、ラジオ、電池や着替えなど)
- ▶家族と連絡を取り、早めの帰宅を心掛ける。

〈避難する場合は〉

- ▶動きやすい靴を履く。
- ▶一緒に避難する場合は、はぐれないようにする。
- ▶水面下にはマンホールや側溝などがあるため、足元を確認しながら歩行する。

☎消防本部消防課 ☎024-923-8173

☎町民生活課 ☎72-6933

- ◆自動車事故被害者救済制度
- ◆交通遺児等育成資金の貸付
- ◆対象者：自動車事故により死亡した方の子、または国土交通省令で定める後遺障害が残った方の子で、中学校卒業までの子
- ◆貸付金額：一時金15万5千円／毎月2万円
- ◆利子：なし
- ◆貸付条件：市町村民税が非課税または均等割のみ

相談

人権擁護委員制度をご存じですか

課税など詳しくは、お問い合わせください。
☎024-1522-6626

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民のなかにあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、人権擁護法が施行された日にちなみ、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に一層積極的な啓発活動を行っています。人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員が特設人権相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

■特設人権相談所
◆日時：6月2日(月)午前10時から午後3時まで
◆場所：母子健康センター内第3会議室
☎72-6933

